

## 【ご注意ください！！】

事業復興型雇用創出助成金を受給する事業主は、労働者を雇い入れて事業復興型雇用創出助成金の支給を受けた場合、岩手労働局などの以下の助成金（注）の支給を受けることはできませんので御留意下さい。

注）以下は例示です。以下に列記したもの以外でも、国又は県の補助金や融資などで雇入れに係る費用を助成対象とするものについては、事業復興型雇用創出助成金との併給を受けることはできませんので、御留意ください。

- 雇用調整助成金
- 生涯現役起業支援助成金（訓練及び雇用管理改善にかかる費用）
- 労働移動支援助成金
  - － 受入れ人材育成支援奨励金
- 特定求職者雇用開発助成金
  - － 特定就職困難者雇用開発助成金、高年齢者雇用開発特別奨励金、被災者雇用開発助成金
- トライアル雇用奨励金
- 障害者トライアル雇用奨励金
  - － 障害者トライアル雇用奨励金、障害者短時間トライアル雇用奨励金
- 地域雇用開発助成金
  - － 地域再生中小企業創業助成金（雇入れ奨励金及び追加雇入れ奨励金）
- 通年雇用奨励金
- 建設労働者確保育成助成金
  - － 認定訓練、技能実習、若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業（訓練及び賃金に係る費用）、建設広域教育訓練（賃金に係る費用）、新分野教育訓練、作業員宿舎等設置
- 職場定着支援助成金
  - － 個別企業助成コース（導入機器を使用するための研修に係る費用）
- キャリアアップ助成金
  - － 人材育成コース、正社員化コース（有期雇用から正社員への転換や、短時間正社員雇い入れに係る助成）
- キャリア形成促進助成金
  - － 雇用型訓練コース、重点訓練コース、一般型訓練コース、制度導入コース（人材育成制度の導入に対する助成（事業主団体助成制度を除く。））
- 障害者雇用促進助成金
  - － 中小企業障害者多数雇用設置設備等助成金、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金、障害者職場定着支援奨励金、障害者職業能力開発助成金
- 障害者雇用納付金制度に基づく助成金
  - － 障害者介助等助成金、職場適応援助者助成金、重度障害者等通勤対策助成金（指導員の配置助成金、住宅手当の支払助成金、通勤用バス運転従事者の委嘱助成金、通勤援助者の委嘱助成金のみ）、障害者能力開発助成金（第4種）
- 若年者人材育成・定着支援奨励金（若者チャレンジ奨励金）
  - － 訓練奨励金、正社員雇用奨励金
- 広域団体認定訓練助成金
- 業務改善助成金（労働能率の増進に繋がる研修に係る費用）
- 両立支援助成金
  - － 女性活躍加速化助成金（研修及び雇用管理改善にかかる費用）
- 戦略産業雇用創造プロジェクト（求職者向け人材育成メニュー）
- 国の基金を活用した緊急雇用創出事業
  - － 重点分野雇用創出事業、地域人材育成事業、震災等緊急雇用対応事業、生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業、起業支援型地域雇用創造事業、地域ひとつづくり事業
- ふるさと雇用再生特別基金事業